

寄書

再び支那の所謂新思想を讀みて

大坂 蒼鷹 公

「上海」記者足下 貴誌第四十八號拜誦小生は袁世凱氏の倒行逆施は到底永久の施政方針たるべからざるを信する者なれば其の而く信するの誤謬なる理由を今一層切實に御示教を蒙むらんことを希望せし次第なるも小生が不文の爲御示教が肝心なる要點を外れて枝葉に亘りし感あるは殊に遺憾に存候、記者足下は共和政失敗の結果を見て全然支那國民の共和思想を否定せられ候も是れが小生の得心の行かざる所に候支那の如き文化の程度低き處に於ては勿論理想的に共和思想は普及せざるべし、併し假令形式のみによ曲りなりにも共和政治を實現せしは或一部の階級に共和思想を實現せし者大なる事實にあらずや理想的見地より言へば現今に於ける我日本の如きも立憲思想の普及の如き實に憐れなる者に御座候彼の選舉民の十八九は立憲政治に對する何等の自覺なく唯だ情實と利益とによりて動かされ居る次第に候而も吾が日本は國民の程度尙は立憲政治に適はず宜しし專制政治又は閥族政治を實行せよと絶叫すべき者なるや、立憲政治共和政治にせよ世界の政治的大勢を度外視して國民の總て又は大部分を政治的自覺を要求し總て又は大部分を政治的に政體の不適を論せんとするが如きは聰明なる記者足下の爲に客所に御座候十九世紀の初歐洲諸國が專制政治に反抗して立憲政治を創設し際此等歐洲國民の政治的自覺は果して特筆大書すべき程の者なり

しや否や吾人は吾國憲政の現状に見たりに理想的にして斯く評し去らば日本の立憲政をも否認せざるべからざる結果と相成り申さず又記者の足下は小生の或一部の支那通及び支那行なひ其の雷同性又は服従性を利用し永き時の間に於て漸次政治的自覺を興へし者にあらざるやと觀測する者に有之從つて多少立憲政治的覺醒を有する支那の黨界に對し世界の思

鹿兒島地方の震災及東北地方の飢饉

の大慘事に有之就ては此際應分の寄附を募り聊か同情の意を表し度候に付御賛成の上奮て御申込度下候也 一、義捐金は横濱正金銀行支店及台灣銀行支店にて受領致候 二、義捐金は特に御指定なき限り發起人に於て適宜に震災又は飢饉何れかの地方に配布方取り申候 三、募集金は二月末日を以て締切 大正三年一月十七日

有吉明 藤瀬政次郎 石井徹 江崎眞澄 水津彌吉 發起人

潮に委みて立憲政の發達を望むと共和政治にせよ世界の政治的大勢を度外視して國民の總て又は大部分を政治的に政體の不適を論せんとするが如きは聰明なる記者足下の爲に客所に御座候十九世紀の初歐洲諸國が專制政治に反抗して立憲政治を創設し際此等歐洲國民の政治的自覺は果して特筆大書すべき程の者なり

後二三特別急行 後七〇常州行 鎮江 前二三急行 前九〇常州客車 後二三特別急行 無錫 前二三急行 前八〇常州客車

對し不厭煩して再び高見を寄せられたり、我等が「支那の所謂新思想」と題し論評せる真意は支那國民性を基礎として新思想感染の事實なく又其歴史の系統なきを述べたるものにして袁世凱の行動及施設に對して下せる袁世凱の引例を技業に求めたに之を盡したる答なれども敬意を表せんが爲め再び我等の見解を言明し置かんと欲す、一宮氏は曰く 貴誌第四十八號拜誦 技業に亘りし感あるは遺憾に存候

吾人は斯く論ずればとて必しも革命派を以て支那を治め得るとは信じ申さず、國民的徳徳の腐敗、政治行政の弛廢其他財政の失敗等の原因により假令支那が共和政治を施行するも果して其の前途を樂觀し得るや否やは風に疑問とする所に有之是れを江湖に發表せしもの有之候も袁氏の倒行逆施は共和政治を毒するものなり一層支那及び東洋の將來を恐るべき障礙を投する者なきを信すると共に支那の現状及び世界の

大勢より考へて到底其の政治的生命の永久を信する能はざる者に有之候而して假令支那が世界政治の下に繁榮し得るとも世界の政治の大思湖たる立憲的政治の下に支那國民の支配せらるるは支那の爲め又東洋の爲め慶祝すべき者なりと信じ候 正月十日 不 莊 主要記事

再答一宮氏書 我等は本誌第四十八號を以て一宮氏の惠信に對し我等の見地を明かにし置きたるにも拘らず一宮氏は之に

章炳麟と云へば現今の支那には珍らしい有名古典學者であるが、曾て革命思想の鼓吹に努め伊多利統一のマジニ一にも比較されううな熱烈な男であつた 中途から轍がそれて袁の走狗となつたと云つた國民黨員等は瘋子だ氣狂だと言つたのだ 所が此頃どう感ずつたか袁總統に面會を求めると生憎總理引見中であつて門前拂を喰はされた 先生九の背を更に丸くして怒鳴り出し熊總理のやうな小孩子に會つて乃公に會はぬと云ふは怪しからぬと手には團扇を持ち其下緒の端に何等嘉禾章とか云ふ動章をぶら下げ官靴を片開に穿いてと云ふ有様 遂に鶴の一聲き總統の御言葉で別所に請じて大に款待されたりうだが學者を優遇するの盛意かそれとも銀の偏を握られてるからではないかと北京童どもく の噂でないかとお察言水曰く 國から與さんと呼んでたやうな氣も鎮まりますと云ふは黎公も中々隅に置きけられぬ人だ 近頃政治會議に持ち出されれた祭天案も随分妙なものだ名教維持策から來たものに違ひないが天子は天に享け天に代て政治を行ふと云ふ儒道の大本を其儘復活したら誰が天子になるかと云て子供のマ、事見たやうな議論に角のひらみに做ひ本艦隊は豫定の行動を取りと書き出してドン／＼局面の開展を計るのや、がサチごんな豫定の行動を進むより七ヶ月間に歳費問題の外何一つ纏りやうやい、が國會の覆轍を踏まなげやい、が 櫻島の烽火に就て内外人の驚愕は一通りや二通りではないが西洋人に比して支那人は烽火の恐るべき實物教訓を知らないのと國內の弊政に馴れてゐるので天災は已むを得ぬ此國の慘狀を見て下されと云て居る

一宮氏は「袁世凱の倒行逆施は到底永久の施政方針たるべからざるを信するものなれば其の而く信するの誤謬なる理由を今一層切實に」を要するが、倒行逆施の永久の方針たるべからざることは我等も甚だ同感なり、元來倒行逆施と云ふことは日寇進軍と云ふ語と對するものなれば袁世凱と之を永久の施政方針とはなきざるべく施政方針は讀みて字

支店及出張所 大坂、横濱、横須賀、神戸、吳、門司、佐世保、舞鶴、沼津、京城、臺北、臺中、打狗、天津、漢口、上海、大連、北京、倫敦、紐育、漢堡、瀋州

後二三特別急行 後七〇常州行 鎮江 前二三急行 前九〇常州客車 後二三特別急行 無錫 前二三急行 前八〇常州客車

日清汽船株式會社 上海出帆 漢口行 每週月夜半浦東棧橋ヨリ發 每週土夜半郵船棧橋ヨリ發 上海支店 電話 浦東棧橋 四七五 滬西 一〇八七 漢口宣昌線 一ヶ月六回 漢口湖潭線 一週二回 漢口常德線 週一回 九江南昌線 一月三回

大倉組株式會社 上海九江路第拾七號 電話 輸出石炭 二八〇六 輸入會計 二八八六 支店長室 三〇一四

天津 周二

の如く施政の方針にして、近頃熊内閣の發表せる施政方針こそ永久の施政方針なるべし

而して一宮氏は「肝要なる要點を外れて技業に亘りし感あるは殊に遺憾」と云はるゝが、一宮氏の所謂「葉問題こそ我等の根本問題にして一宮氏の肝要なる要點こそ我等に取りては反て技業の甚しきものなり、我等の不文なる一宮氏を申すの誤解を抱かしたるは千萬申すなき次第なれども題目(支那の所謂思想)が題目なれば我等は更らに題目の外に出づるを欲せざるなり、一宮氏は曰く

記者足下は共和失敗の結果、或一節の階級に共和思想を感ぜざるは著たる事實に就ては

と共和失敗と云へる一宮氏が後段に至り曲りなりにも成立せりと云はるゝはむ所なり、要するに今日に於ける支那國民の所謂共和思想が果して世界的共和思想の感染ならしめば支那歴史中癡癡の歩を進めし其産物か社會主義の其制度なり學說なり現はれたるもの感放擧す可し之を新思想の影響と認むれば淺薄の見たり同時に一部階級共和思想ありと稱して之を共和政治と云ふならば支那古代の政治を遙かに勝れりとす

此の邊は十數年支那に居り支那の歴史典籍に目を通したる者自稱せし一宮氏が既に知悉せる事と信せしに斯くの如き意見を發表するとは我等の意外とする所なり、又一宮氏は曰く

理想の地より云へば 聰明なる記者 是の爲めむ所御座候

と、我等は「支那の所謂新思想」の末尾に於て「日支兩國の國民性を同ふせざる以上支那に於て專制を論ずると日本に於て非立憲を云ふとは

自ら異なる意義を有せざるべからず」と云へり然るに一宮氏は反て日本立憲思想と支那の現狀とを比較せらるる論議の主客を顛倒して、其非論理なる眞に驚かすものなり、即ち徒らに大木を驚かすものなり、其木のみを比較せんと欲するは淺薄也又甚しと云ふべし看よ明治の維新當時に下し給へる御誓文に萬機公論を決す旨は日本建國以來の思想に基き煥發せられたる固有の本義にして舶來物にあらず日本が歐洲の憲法政治を採用せるは結局御誓文の御意を實現するに適當なりと信じたる便法なるを知るべし

尙ほ一宮氏は日本の立憲又は開族政治を云はるゝが本論と何の關係がある問題も斯く履き違へらるゝに至りては實に迷惑なり一宮氏は頻りに世界の政治的大勢の度外視すべからざるを云はるゝが若し一宮氏の所論の如くならば世界の政治的大勢が其和たるに至らば日本もその大勢に従へよと云ふ結論となるなり、眞さか賢明なる一宮氏なれば斯かる論旨には非らざるべし本立つて道生ず、三思されん事を勸む、更らに一宮氏は曰く

十九世紀の初歐洲 否認せざるべからざる結果は相成可申す

歐米諸國は理想を以て根柢として行動せるものなり即ち立憲思想と云ひ共和思想と云ふが如き例へば英國のマグナカルタも佛國の共和も、米國の獨立も、皆深遠なる哲理的政論に基きたる宗教的信念に基き、實際に動したるものを記し置せるべし

一宮氏が之を引用して倒置輿論を利するは、夜作りの支那共和思想と同視せんとするは是れ何れも長日月の經驗を以て發達せる今日の歐洲憲政

有難迷惑に堪へざるべし

要するに今日の支那を日本や歐米と比較するは未だ眞に日本は勿論歐米の歴史を知れるものは云ふを得ざるなり、更らに一宮氏は曰く

又記者足下は 所謂支那通譯の言も亦甚重なる經驗として敬致せざるべし

と、一宮氏は他く迄支那通譯の經驗を尊重するに躊躇せらるゝが、一宮氏にして支那通譯の經驗を尊重す可しこの主張に關し其如何なる理由に基くかを更に一步を進めて熟考するべし

一宮氏に自から判明すべし即ち南京攻撃と云ひ武漢の攻守と云ふが如き一つも戦も守るにあらざるも取るにあらざるも守るにあらざるに想せば支那通譯の言益我等をして敬服に堪へざらしむるなり、况や彼の江を渡るに一步なる能はざらば、今更らに之を論ずるは氣の毒なり、畢竟南京占領を以て一城を陥れたりと信するが如き見解は實際を視ざる所謂机上の空論なり斯くの如き臆断を以て支那通譯を爲すは反つて氏に取り惜むべく氏の支那に關する知識の疑ふべき事あるを遺憾とす

又更らに一宮氏は曰く

吾人は斯く論ずればとて 又東洋の爲め慶祝すべき事なりと信じて申候

一宮氏は「支那の倒行逆施は共和政治が支那を毒するよりも云々」と云はるゝが我等は袁氏の倒行逆施をなさしむるものを責むるの至當なるを信するものなり其の罪の重る社會にあるは前に述べたるが如く又反覆の要なし唯だ支那の共和論者たる一宮氏が本文に於て共和政治が支那を毒するよりも云はるゝは共和政治の支那を毒することを自白せるや思はれ之を解するに苦しむのみ、一宮氏は要するに支那の現狀及世界の大勢に考へ前途を悲觀せらるゝ

が高見御尤も千萬なり最後に立憲政治の下に支那國民の支配せらるゝは云々」と云はるゝが之又至極同感なり、然れども支那をして今日の爲體に立至らしめたるは誰の罪なるかを想へば一昨年以來急轉直下せる出來事に歸せざる可らざる大勢は已に去れり只だ萬牛回すに由なきを憂ふ復た何を云はんや

北京政界は多忙なりし癸丑年の餘を承けて年頭早も風雲の去來頻りなるものあり、何ぞや政治會議と相俟て内閣問題の發生是なり、熊内閣の動搖説は其の成立當時より傳稱せられ敢て珍らしき事ならず、但熊内閣が閣員に實力と關係に富める當國著名人物を網羅しし事は第一流の人材内閣として、間斷なき内閣の動搖に愜念せる朝野の歡迎する所となり、多少世に期待せられたり、然るに熊内閣が其の政見より國民黨を解散して議會を不生不死の間に、更に軍政を全國に布かんとせし事等は徒らに袁總統の野望遂行に好機會を造りしものにて何等の成果なく、早くも輿情は熊内閣の施設に嫌罵たがらざるに至りたり、一方袁氏を圍繞せる政敵は内治外交及び財政の失を以て熊内閣の推倒に汲々たり、茲に於てか又復た内閣の動搖説起り、再轉して内閣制、國務總理の廢止、即ち總統制實施の聲を高くし、漸く政界を風靡せんとす、熊内閣も亦之れが犠牲ならんことを我等も熊内閣成立當時、熊内閣に囑望して曰く「熊内閣にして當初の宣言に反し内閣をして徒らに袁氏の走りたらしむるが如き事あらば内閣の

將來も知る可きのみ、云々三十二號一熊内閣と其關係察照果せる哉今や内閣制の廢止を傳ふ豫測箴を爲して熊内閣危からんとすを、

元來内閣制は一昨年南北合一せる際舊國民黨派が袁世凱を舉げて總統と爲し第二期臨時政府を組織せる時に胚胎せり

第一期臨時政府即ち南京政府時は孫逸仙大總統にして内閣會議長を兼ね總理を實施し居たり

是れ國民黨が總統を袁氏に譲りたる代りに自ら内閣の全部を占め所謂政黨内閣を實現し、内閣總理に實權を有せしめ大總統は單に一名譽職たらしめんとして臨時約法に之を規定せるなり、實に當時國民黨員が袁氏の爲人を豫測し其の將來を窺えんとしたる用意に出づ、大總統を袁氏に譲りたる國民黨としては之れ蓋し當然の舉たるなり、而て之は袁氏の最も苦痛とし不便とせる所にしつ爾來一年有半の支那の政界は皆な此の臨時約法を根柢とせる政争に非らざるはなし、宋教仁の斃れたる、第二次革命の起れる、國民黨の解散せられたる、さては政治會議の成立せり故に袁氏は一面に於て約法の修正を命じ一面斯くの如くして臨時約法中に規定せる不便の個處機關を裁去し盡したり、然れども猶一個の障礙を貼せり、何ぞや、當時の遺物たる内閣制是なり、袁氏は之をも一蹴し去らざる可らざるなり、茲に於てか熊内閣動搖、内閣制不適合の輿論は蔚然として起り來りぬ

斯の聲の一度起るや憲法顧問たる米人グッドハウゼン、有賀博士及び政友會首領景耀月、四川人鄧孝可等相次で内閣制は國情に適合せざるのみならず臨時約法に於ける最大弊害なりとし總理を廢して各部を總統に直

内閣問題の將來

▲總統制の出現か▼

北京政界は多忙なりし癸丑年の餘を承けて年頭早も風雲の去來頻りなるものあり、何ぞや政治會議と相俟て内閣問題の發生是なり、熊内閣の動搖説は其の成立當時より傳稱せられ敢て珍らしき事ならず、但熊内閣が閣員に實力と關係に富める當國著名人物を網羅しし事は第一流の人材内閣として、間斷なき内閣の動搖に愜念せる朝野の歡迎する所となり、多少世に期待せられたり、然るに熊内閣が其の政見より國民黨を解散して議會を不生不死の間に、更に軍政を全國に布かんとせし事等は徒らに袁總統の野望遂行に好機會を造りしものにて何等の成果なく、早くも輿情は熊内閣の施設に嫌罵たがらざるに至りたり、一方袁氏を圍繞せる政敵は内治外交及び財政の失を以て熊内閣の推倒に汲々たり、茲に於てか又復た内閣の動搖説起り、再轉して内閣制、國務總理の廢止、即ち總統制實施の聲を高くし、漸く政界を風靡せんとす、熊内閣も亦之れが犠牲ならんことを我等も熊内閣成立當時、熊内閣に囑望して曰く「熊内閣にして當初の宣言に反し内閣をして徒らに袁氏の走りたらしむるが如き事あらば内閣の

將來も知る可きのみ、云々三十二號一熊内閣と其關係察照果せる哉今や内閣制の廢止を傳ふ豫測箴を爲して熊内閣危からんとすを、

元來内閣制は一昨年南北合一せる際舊國民黨派が袁世凱を舉げて總統と爲し第二期臨時政府を組織せる時に胚胎せり

第一期臨時政府即ち南京政府時は孫逸仙大總統にして内閣會議長を兼ね總理を實施し居たり

是れ國民黨が總統を袁氏に譲りたる代りに自ら内閣の全部を占め所謂政黨内閣を實現し、内閣總理に實權を有せしめ大總統は單に一名譽職たらしめんとして臨時約法に之を規定せるなり、實に當時國民黨員が袁氏の爲人を豫測し其の將來を窺えんとしたる用意に出づ、大總統を袁氏に譲りたる國民黨としては之れ蓋し當然の舉たるなり、而て之は袁氏の最も苦痛とし不便とせる所にしつ爾來一年有半の支那の政界は皆な此の臨時約法を根柢とせる政争に非らざるはなし、宋教仁の斃れたる、第二次革命の起れる、國民黨の解散せられたる、さては政治會議の成立せり故に袁氏は一面に於て約法の修正を命じ一面斯くの如くして臨時約法中に規定せる不便の個處機關を裁去し盡したり、然れども猶一個の障礙を貼せり、何ぞや、當時の遺物たる内閣制是なり、袁氏は之をも一蹴し去らざる可らざるなり、茲に於てか熊内閣動搖、内閣制不適合の輿論は蔚然として起り來りぬ

斯の聲の一度起るや憲法顧問たる米人グッドハウゼン、有賀博士及び政友會首領景耀月、四川人鄧孝可等相次で内閣制は國情に適合せざるのみならず臨時約法に於ける最大弊害なりとし總理を廢して各部を總統に直

將來も知る可きのみ、云々三十二號一熊内閣と其關係察照果せる哉今や内閣制の廢止を傳ふ豫測箴を爲して熊内閣危からんとすを、

元來内閣制は一昨年南北合一せる際舊國民黨派が袁世凱を舉げて總統と爲し第二期臨時政府を組織せる時に胚胎せり

第一期臨時政府即ち南京政府時は孫逸仙大總統にして内閣會議長を兼ね總理を實施し居たり

是れ國民黨が總統を袁氏に譲りたる代りに自ら内閣の全部を占め所謂政黨内閣を實現し、内閣總理に實權を有せしめ大總統は單に一名譽職たらしめんとして臨時約法に之を規定せるなり、實に當時國民黨員が袁氏の爲人を豫測し其の將來を窺えんとしたる用意に出づ、大總統を袁氏に譲りたる國民黨としては之れ蓋し當然の舉たるなり、而て之は袁氏の最も苦痛とし不便とせる所にしつ爾來一年有半の支那の政界は皆な此の臨時約法を根柢とせる政争に非らざるはなし、宋教仁の斃れたる、第二次革命の起れる、國民黨の解散せられたる、さては政治會議の成立せり故に袁氏は一面に於て約法の修正を命じ一面斯くの如くして臨時約法中に規定せる不便の個處機關を裁去し盡したり、然れども猶一個の障礙を貼せり、何ぞや、當時の遺物たる内閣制是なり、袁氏は之をも一蹴し去らざる可らざるなり、茲に於てか熊内閣動搖、内閣制不適合の輿論は蔚然として起り來りぬ

斯の聲の一度起るや憲法顧問たる米人グッドハウゼン、有賀博士及び政友會首領景耀月、四川人鄧孝可等相次で内閣制は國情に適合せざるのみならず臨時約法に於ける最大弊害なりとし總理を廢して各部を總統に直

● 煤 ● 製 ● 電 ● 棉 ● 布 ● 湖 ● 北 ● 水 ● 泥 ● 正 ● 紗 ● 花 ● 銅 ● 紙 ● 炭

上海四川路五五

三菱公司上海支店

電話九二〇九

諸君債株式定期現物買賣取扱

有價證券信託

經理 川岸 藤太夫

華總董 朱 葆三

華經理 李 經方

副經理 周 健吾

買辦 李 匯東

上海九江路A壹號

電話貳〇壹六

電話貳六六六

屬せしむべきを建議したり、然らば何故に彼等は内閣に反對するか、景耀月等は曰く

我國の内閣制は佛國の制度に倣ひしものなり佛國の内閣制を採用せるが故に其の内閣は常に政爭の中心となり

々として安固ならず、閣員は恰も舟に乘れる、同じく今、乘船して明日に陸するの有事態にて閣員をして政に盡せしむるは

閣員が共和國に於て以來内閣紛糾し入々閣議獲得の苦心を遺つてある所もなかり

政治紛糾して組織に退化しつゝある所もなかり之を我國に觀るも民國元年四月内閣成立以來無内閣成立し、十四ヶ月間に約

五度の内閣交迭を見た其の証左に非らずや、内閣は一國の政を管す、地方小官に非らず、故に斯くの如き制度

採れば到底國の基礎を鞏固する所なきに非ざるなり、故に余等は此等の弊害に鑑み

敢て米國制即ち總統制の採用を主張する者なり、若し夫れ總統制の得失に至りては米國の實例近之を證する

べしと、夫れ然り豈に夫れ然らんや我等は思ふ、袁世凱は何を苦んで今の時に於て一大變例たる總統制の實現を圖るの要ありや、今の袁氏の實力を以てすれば何人内閣を組織すとも袁氏に對し彼が野望を妨礙し阻止し得る者ぞ、第一流の人才内閣

とし世人の期待せし熊希齡内閣を内閣を擧げて易々夫れ命を奉するに非らずや、且つ彼れ總統制は總統をして直接政治上の責任を負はしむる、同時に袁氏が兼ねて欲する總統の尊嚴に影響する事なきか、若し總統制實施の政治上に於ける税政、失敗發生せんの時總統が蒙むる

べき影響や如何に、果して然らば專制的共和を行へば袁氏の將來も知るべきのみ、重ねて問はん袁氏は今の時に於て何を苦んで一大變例たる内閣制の廢止を行ふ必要ありやと、某支那人は語りて曰く

總統が形を有するを以て内閣制は出来ず、内閣制を採用せる今日總統に權力あるは總統制を採れると撰ぶ所なし、總統制を改めざるは總統に仍ほ權力あり今日の内閣制を以て爲して差支なきに非らずや、云々

然り袁氏は已に事實上總統制を實行せり、説者の言の如く反つて内閣制の保存の袁氏に有利なるを思はざり、然れども袁氏の爲人名實合せは

得ざれば飽く事を知らず各都督民政長鎮守使軍官撫等の各使をして廢除内閣の公電を發せしむるも遠きに非らずべきか、熊内閣の將來も危いかな、斯くて支那は袁氏の欲する所となり專制的古色に復歸するに至らん、然り而して袁氏の將來は如何

と、總統論者等の主張する所大約斯の如し、説を爲す者は曰く此の意たる蓋し袁世凱の意中を付度し、乃至は其の旨を受けて發せたるものなるべしと、夫れ然り豈に夫れ然らんや我等は思ふ、袁世凱は何を苦んで今の時に於て一大變例たる總統制の實現を圖るの要ありや、今の袁氏の實力を以てすれば何人内閣を組織すとも袁氏に對し彼が野望を妨礙し阻止し得る者ぞ、第一流の人才内閣

とし世人の期待せし熊希齡内閣を内閣を擧げて易々夫れ命を奉するに非らずや、且つ彼れ總統制は總統をして直接政治上の責任を負はしむる、同時に袁氏が兼ねて欲する總統の尊嚴に影響する事なきか、若し總統制實施の政治上に於ける税政、失敗發生せんの時總統が蒙むる

べき影響や如何に、果して然らば專制的共和を行へば袁氏の將來も知るべきのみ、重ねて問はん袁氏は今の時に於て何を苦んで一大變例たる内閣制の廢止を行ふ必要ありやと、某支那人は語りて曰く

總統が形を有するを以て内閣制は出来ず、内閣制を採用せる今日總統に權力あるは總統制を採れると撰ぶ所なし、總統制を改めざるは總統に仍ほ權力あり今日の内閣制を以て爲して差支なきに非らずや、云々

然り袁氏は已に事實上總統制を實行せり、説者の言の如く反つて内閣制の保存の袁氏に有利なるを思はざり、然れども袁氏の爲人名實合せは

得ざれば飽く事を知らず各都督民政長鎮守使軍官撫等の各使をして廢除内閣の公電を發せしむるも遠きに非らずべきか、熊内閣の將來も危いかな、斯くて支那は袁氏の欲する所となり專制的古色に復歸するに至らん、然り而して袁氏の將來は如何

支那の工業保護策に就て

護策に就て

支那の工業は往昔著しく發達して一時其盛を稱したれども外國貿易殊に西洋各國との交通盛大に赴くに及び外貨の輸入横溢し内地工業の發達は殆んど絶望の窮地に陥れり其主たる原因は資本の欠乏と人材の拂底に在り資本の欠乏は外資を以て補底せざるに非らずや、雖も人材の拂底せざるに至りては俄かに策の施すべきなきに似たり、其の故は列國の制府を受け工業保護の政策を自由に行ひ得ざるの事實を擧ぐるを得べし、最近年來支那政府は人材の養成に努め多敷の秀才を海外に派遣し歸來支那の要地に職を奉するもの年々其數を増し稍其舊觀を改むるに至れりとも工業保護の制度に至りては未だ聞かざる所なきが近來滬上の客商は斷乎維持會なるものを組織し内地生産品の暢達を計りつゝありし折柄恰かも關稅改訂問題の起るに際し昨秋より屢々會合を催し各省商人聯合會を建築して内地工業の發達を計らんと行はせり是れ明かに工業保護の必要を認めたる體左にして世界各國の均しく趨歸する所なり然れども關稅率の引上は東西列國に甚大な支那商人の希望を容れ自國の利益を見ず、一擧り去りて獨り支那商人の受くべき恩恵にのみ忠なり得べきか頗る疑はしと言ふべし最近に至り支那政府は保息費章程なるものを發布したるが我等は此題下に拉致し來るに於て最も該制度の生來の意義を了解し得べしと云ふなり同意章程の規定によれば支那政府は二千萬元を摘撥して基本金となし其利息を以て規定の條件を具備せる工業會社に對し三年間利益配當率の不足を補給し六年目より二十四分の一宛年賦給して償還せしむるものにして其賦議を受け得べき會社に二種あり一は紡績製紙製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、二は製糸製茶製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、三は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、四は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、五は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、六は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、七は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、八は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、九は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、十は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、十一は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、十二は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、十三は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、十四は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、十五は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、十六は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、十七は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、十八は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、十九は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、二十は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、二十一は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、二十二は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、二十三は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、二十四は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、二十五は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、二十六は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、二十七は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、二十八は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、二十九は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、三十は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、三十一は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、三十二は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、三十三は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、三十四は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、三十五は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、三十六は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、三十七は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、三十八は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、三十九は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、四十は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、四十一は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、四十二は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、四十三は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、四十四は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、四十五は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、四十六は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、四十七は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、四十八は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、四十九は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、五十は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、五十一は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、五十二は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、五十三は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、五十四は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、五十五は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、五十六は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、五十七は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、五十八は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、五十九は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、六十は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、六十一は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、六十二は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、六十三は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、六十四は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、六十五は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、六十六は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、六十七は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、六十八は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、六十九は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、七十は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、七十一は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、七十二は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、七十三は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、七十四は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、七十五は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、七十六は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、七十七は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、七十八は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、七十九は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、八十は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、八十一は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、八十二は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、八十三は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、八十四は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、八十五は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、八十六は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、八十七は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、八十八は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、八十九は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、九十は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、九十一は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、九十二は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、九十三は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、九十四は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、九十五は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、九十六は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、九十七は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、九十八は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、九十九は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、百は製糖製茶製蠶絲製茶製製糖を業務とする會社の資本二十萬元以上、

以上にして紡績會社のみにても其數二十二に上り平均資本三十萬元とするも總額六百六十萬元となり之に該章條の規定せる其他の會社を加算するときは規定に數千萬に達す、此等の會社が經濟實況を得ず欠損を招くもの多き事實に想到せば基本金二千萬元の利子を以てして、新設會社を誘起するに足るだけの餘力ありや否頗る疑問なきを得ず、且つ或人は此計畫を以て其根本を當局者或は財政の運用に窮せる支那の當局者が經濟借款の名目を利用して該金額二千萬元の外債を募集せんとする理胆にあらずやと爲すものあり我等は支那政府の眞面目なる計畫とて之を觀察せんと欲するものなれども工業保護と云へる根本問題に關して大なる疑問を有するものにして露國の資本主義が寧ろ支那の國狀に適切に於て農業の開發を計るは工業保護よりも重要な先決問題にはあらず、かされは該計畫の大體案に至らず、基本金二千萬元の現制に止めて、新式會社の現狀を維持するの程度に止まらん事を希望するものなり

古河合會社 上海支店 北京路第三號 電話二一六三號 礦物分拆所 第三十九號 新設任り専ら礦石分拆 應じ可申候 營業種目 輸入 綿糸 綿布 雜貨 輸出 棉花 肥料 絹綿麻布 紅 伊藤洋行 上海福州路十五號 電話三三九八 紅 伊藤洋行 漢口湖北路十九號 電話二二八八 本支店 大阪、神戸、京都、東京、一宮、京城、上海、漢口、鹽刺尼

章程を定むべし
免湖北審計長(性情狡詐の爲め)
任湖北審計長
(以上一月八日)

東三省の金融救済
比年以来東三省は各官銀號及廣信公司が徒らに紙幣を濫發せる爲め民信用を病し復た國計を虧ぎ本總統の最も遺憾とする所なり

任奉天國稅廳籌備處長督辦東三省官銀號及廣信公司事宜
任東三省中國總分銀行事宜並會辦東三省官銀號及廣信公司事宜

任江漢關監督
任江蘇警察廳長
任江蘇軍少將

給陸軍少將 江蘇警察廳長 王桂林
給陸軍少將 江蘇警察廳長 王桂林
給陸軍少將 江蘇警察廳長 王桂林

給陸軍少將 江蘇警察廳長 王桂林
給陸軍少將 江蘇警察廳長 王桂林
給陸軍少將 江蘇警察廳長 王桂林

給陸軍少將 江蘇警察廳長 王桂林
給陸軍少將 江蘇警察廳長 王桂林
給陸軍少將 江蘇警察廳長 王桂林

給陸軍少將 江蘇警察廳長 王桂林
給陸軍少將 江蘇警察廳長 王桂林
給陸軍少將 江蘇警察廳長 王桂林

給陸軍少將 江蘇警察廳長 王桂林
給陸軍少將 江蘇警察廳長 王桂林
給陸軍少將 江蘇警察廳長 王桂林

陝西境内に亂黨が姓名を更へ集りて頻々語を流布し地方を擾害するの報あり

雲南謀反者の拿捕令
雲南進西土司謝汝翼の電報によれば捕獲せる楊春魁より李根源等に與へたる手紙に

行條例として先づ公司條例を發布する事條例を頒布す清商律は新條例施行の日に廢止す

任職河軍政廳長
任甘肅國稅廳籌備處長
(以上一月十三日)

各地通信
大連より
世良生
「週報」上海より、武蔵となられ益々御發展の程希望仕り候赤子も三

京浦聯絡乘車券發賣
一月十六日の上海新聞記事によれば露國の東清鐵道より南滿鐵道を経て京奉鐵道の各線に達するに及び

海蘭鐵道
江北
海蘭鐵道
江北
海蘭鐵道
江北

●安徽省の礦山 安徽省の南部は極めて鑛山に富めるも資本の用外へ商と結び私に開掘する商人等ありて鑛官山の如く交渉を濫するを安省都督に訓電して各省の炭山は皆安徽都督に訓電して決したれば商人は自由採掘を許さず命令せり尙同省内の鑛山業の成績を見るに利益は舉げ居れるもの多けれど收支償はざるもの亦少からず恐らく採掘の方法宜を得ざるが爲めならんと思はる近頃當都督の東北に鐵礦を發見し實業公司及び利民公司採掘に従事し現に黃山山山東山妹子等の各處に着手したるも皆成功せずと云ふ

借款彙報

●巴里銀行家支那 一月十一日北京發電によれば巴里の銀行家等中法銀行の營業振りを見て心大動き巴里銀行の聯合を以て支那工商業借款に應ずるの計畫を爲しつゝあり

●安徽地方借款の償還 清巡撫朱家寶の安徽に在りし時軍器買入れの爲め怡大洋行より百二十萬圓の借款を爲し尙未だ償還せず中央政府は之が責任を負はざるも現任安徽財政司は其籌款に苦心中なるも省議會及び女子師範學校を撤廢して一萬元内外の金額を得たるのみなり

●吉林の救済借款 吉林市場紙幣過多の爲め恐慌の狀を呈し商業萎靡振はざるも民政長は屢々中央委員の接濟を請ひるも國庫に其中餘裕なく財政部は地方借款を起して市場を救済するの已むを得ざるを認提成洋行(デトリクセン)と一千萬圓借款の契約を締結し財政司長饒昌齡を北京に派遣し財政部と打合を爲しめたるが財政部の承認を得本月五日吉林に歸着したれば本契約の調印は速きに非ざるべし

●幣制借款の交渉 該借款交渉は年末より開始にかけ一時交渉を中絶し本月七日第一回の會議を催す筈なりしが護憲銀行のヒヤヤー氏は一月六日歸京せるも他の銀行代表者中尙旅行中の者多く且つ担保品に關する調査未だ十分ならず暫らく延期せられたり

●中法銀行借款の其後 漢口浦口の市場經營費に充つべき中法銀行一億五千萬フランの借款は其後行密みの體に之れが爲めに巴里に出張せる陳錦濤氏は再三佛國銀行側の意見を北京に電知して交渉の歩を進めつゝありしが契約の調印に就ては否として聞くを得ざりし一方に於ては前渡金の交付せらるる程度を傳へつゝありて該借款交渉の進度更に不明なり一月十五日付の北京電報によれば交通銀行より一時期通せしむべしとあれども該借款の時権めは佛國公使より行政費として流用せざるべきを要求し其一方に行政費の一部を融通せりとは信せられず交渉依然として行極めるものと見るの他なし

現行四使の職權

前號時事雜錄内に述べた列に如く現行の都督制は殆ど廢止の列に在るも國內の情態は未だ俄かに都督の廢止を斷行する事能はざるものあるを以て北京政府は都督廢止に備ふる爲め去年以來宣撫使、護軍使、巡閱使に配したり勿論此等の官職は都督廢止迄の臨時制なりが政府は此の程之れが暫行規則を制定したる由なり従來此等の官職の正確の意義職權不明なりしが本規則制定後意圖明らかとなりしものあり左に之を示せば

●宣撫使 地方に難儀處あれば即ち派遣宣撫すのなり其の職權とする所は(一)中央政府の意志を宣布する事(二)當該地方の人民を安撫する事

●護軍使 現に都督の無き省に派遣宣撫す其の職權は次の如し(一)都督府の組織を參照し護軍使署の人員は都督府人員の三分の二を以てす(二)當該區域内の軍隊の全權を統轄す

●鎮守使 各地方に亂事ありし形勢が尙不安の恐れあれば派遣宣撫す其の職權は次の如し(一)暫時其の地方を鎮守す(二)該地の亂事を無形に銷滅せしむべき事

●巡閱使 軍隊駐紮の各地に之を派遣す其の職權は次の如し(一)各地方の防禦態を巡閱す(二)各地方に駐屯せる軍隊を統轄せしむる事

民國修正豫算總額

財政部は己に第二年度(二年七月より三年六月迄)の豫算を修正したより支那新聞は報せり今之が明細表を示せば左の如し

歲入經常統計	三億一千八百六十三元
歲入臨時統計	五百五十三元
總計	三億二千八百一十六元
歲出經常統計	三億二千八百一十六元
歲出臨時統計	一千五百七十八萬二千九百九十九元
總計	三億四、三六〇、一五五元

外交部	三、九三三、一五五元
內務部	三、九六八、一四九元
財政部	二、〇三四、一八〇元
農商部	五、二〇七、一五五元

陸軍部	一、三六八、四四九元
海軍部	七、六六五、八八一元
司法部	一、四七六、一五五元
農商部	五、〇八三、三八七元
交通部	四、三三三、七六七元
總計	四億二千三百六十四萬四千一百二十二元

外交部	一、〇三三、一三三元
內務部	四、一五八、六四四元
財政部	一、八一九、六三三元
農商部	二、六九〇、一五八元
海軍部	三、七〇七、一五五元
司法部	三、七〇七、一五五元
農商部	四、五九七、七三三元
交通部	四、五九七、七三三元
總計	二億八千五百五十五萬五千七百五十四元

州制案一覽

陝西(八)	治長安	咸陽	成甯	涇陽
長安	藍田	咸陽	成甯	涇陽
醴泉	興平	三原	臨潼	靈屋
高陵	渭南	郿	富平	第一第二兩混成旅
閿鄉	大荔	韓城	澄城	砲工騎轄各營
朝邑	華州	郃陽	華陰	白水
蒲城	鳳翔	寶雞	隴州	乾山
富平	長武	麟遊	乾州	第七十四混成旅
扶風	郿	武功	郿	第七十五混成旅
永壽	郿	武功	郿	第七十六混成旅
梁	治安康	漢陰	褒城	略陽
南鄭	甯光	安康	漢陰	褒城
洋縣	平利	佛坪	留鎮	石泉
定縣	洋縣	佛坪	留鎮	石泉
寧強	洋縣	佛坪	留鎮	石泉
留鎮	洋縣	佛坪	留鎮	石泉
石泉	洋縣	佛坪	留鎮	石泉
石泉	洋縣	佛坪	留鎮	石泉

陝西(八)	治長安	咸陽	成甯	涇陽
長安	藍田	咸陽	成甯	涇陽
醴泉	興平	三原	臨潼	靈屋
高陵	渭南	郿	富平	第一第二兩混成旅
閿鄉	大荔	韓城	澄城	砲工騎轄各營
朝邑	華州	郃陽	華陰	白水
蒲城	鳳翔	寶雞	隴州	乾山
富平	長武	麟遊	乾州	第七十四混成旅
扶風	郿	武功	郿	第七十五混成旅
永壽	郿	武功	郿	第七十六混成旅
梁	治安康	漢陰	褒城	略陽
南鄭	甯光	安康	漢陰	褒城
洋縣	平利	佛坪	留鎮	石泉
定縣	洋縣	佛坪	留鎮	石泉
寧強	洋縣	佛坪	留鎮	石泉
留鎮	洋縣	佛坪	留鎮	石泉
石泉	洋縣	佛坪	留鎮	石泉
石泉	洋縣	佛坪	留鎮	石泉

外交部	一、〇三三、一三三元
內務部	四、一五八、六四四元
財政部	一、八一九、六三三元
農商部	二、六九〇、一五八元
海軍部	三、七〇七、一五五元
司法部	三、七〇七、一五五元
農商部	四、五九七、七三三元
交通部	四、五九七、七三三元
總計	二億八千五百五十五萬五千七百五十四元

●列國の賠償要求額 駐在北京列國公使は已に外交部に向つて第一回革命の際各國の受けたる損害賠償を要求したりとのことな

●南京の軍事 馮都督は軍隊分配地點を左の如く定めたり

第一第二兩混成旅	駐紮地
砲工騎轄各營	省城內
白水	城外江東門
乾山	鎮江
第七十四混成旅	
第七十五混成旅	
第七十六混成旅	

●四川邊境上級軍人の電請 去十二日の四川省打箭爐より電乞によれば四川邊境の上級軍人孫紹銘等二十餘名は職名を以て袁總統に向つて尹昌衡を電報を發したりとの事なるが其の電文の意味によれば尹の代理者に対する不服を述べ次に軍費を調達すべき運動を經過して尙は未だ歸任せざるを責め軍費にして調達なきに於ては尹の信用を著とす且つ各兵士の不平あり之に乗じ煽惑する

●南京の軍事 馮都督は軍隊分配地點を左の如く定めたり

理想の仲次店

御贈答品には至極適當いたして居ります

池田洋行

電話 三三六〇

振替 大阪 二九三四

年浦路七號

電話 三三六〇

振替 大阪 二九三四

屋物名

電話 三三六〇

振替 大阪 二九三四

純牛愛

良乳

電話 武壹七五番

法界呂班路三三三

御贈答品には至極適當いたして居ります

池田洋行

電話 三三六〇

振替 大阪 二九三四

年浦路七號

電話 三三六〇

振替 大阪 二九三四

屋物名

電話 三三六〇

振替 大阪 二九三四

純牛愛

良乳

電話 武壹七五番

法界呂班路三三三

御贈答品には至極適當いたして居ります

池田洋行

電話 三三六〇

振替 大阪 二九三四

年浦路七號

電話 三三六〇

振替 大阪 二九三四

屋物名

電話 三三六〇

振替 大阪 二九三四

純牛愛

良乳

電話 武壹七五番

法界呂班路三三三

御贈答品には至極適當いたして居ります

池田洋行

電話 三三六〇

振替 大阪 二九三四

年浦路七號

電話 三三六〇

振替 大阪 二九三四

屋物名

電話 三三六〇

振替 大阪 二九三四

せりと、要するに觀察使は主に觀察使の事務に當つたる所なり尚ほ觀察使の新設につき聞く譯ならば上海鄭鎮守使は軍事上繁多にして專使を特設して重要事務を處理せしむるにあらざれば到底圓滿に進行せしむるにずとて中央に建議する所ありたりとの事なれば觀察使の任命は鄭鎮守使の意見又預かりて力ありと見るを得し更らに觀察使衙門に就き揚は鄭鎮守使及陸軍部と相談の結果暫らく湧泉路の交渉署を以て之に充て行くは租界内に轉居すべく何れ江蘇省經費を以て建築すべしと而し楊鎮使は不日各國領事團に向ひ觀察使の名義を以て正式に通告を發する等なり

●練習艦隊の動靜 既報の如く黒井少將の練習艦隊(淺間吾妻)は十四日午後四時吳淞沖に到着し十九日迄同地に投錨する事となり候補生百十九名は十五日見學の爲め當地に來り日本旅館に一泊し揚樹浦の水道會社瀝滬の製造局東亞同文書院等を參觀し十六日留同に歸艦の途に就きたるが在留同船には同艦隊の就艦宴を張り十五日正午留居團主催の十六日夜當地有志の催にて乗組將校の爲めに晚餐會を長虹園に開け同艦隊は本日旅順に向け吳淞を抜錨せり

●滙豐銀行の營業成績 滙豐銀行即ち香港上海銀行の上海支店は在香港本店より昨年度下半季決算につき左の如き電報に接したる云ふ「利益配當金一株につき英金二鎊特別配當金一株につき五鎊、銀貨準備金に對し二十萬弗を差引き、銀行建物減價高金三十萬弗を計上したるが右はなほ監査役の監査を経るべきのなり」

●幣制改革の各地の調査 民政長韓國鈔の受取れる通告によれば前の審計處總辦王璟芳は大總統の委任により幣制改革に先立ちて各地經濟財政の實況を調査すべきを命ぜられたる不日山東より當地に來り浙州南沙市班より一宮、村元、高山、田原、植田の諸氏安慶、宜昌班より野村氏、田の二氏汕頭、長沙班より高村氏、津浦京漢班より井村氏、京漢、津浦班より塚本氏、甘肅、四川班より石立氏等に主客二十名なり、酒三行にして主幹佐原氏起て一場の挨拶を爲し残り來賓希望を演説し至客客給盛會を極め五時に至り散會したり、猶當日北京班の日高氏、甘肅本班班の吉村氏、河南四川班の保木四氏無錫沙市班の河西園氏等の故の爲め來會する事能はざりしは遺憾なり

●商務印書館經理の選定 既報の如く同館經理夏瑞芳君に遺ひたる爲め董事伍廷芳、鄭孝胥、葉景莖、張元濟、鮑咸昌の決議により印書館を其後任に充たし經理は故の如く高階卿之に定まるとの事なり

●正誼雜誌の發行に就て 谷鍾秀、張耀曾等の發起に係る當地に於て發行すべし正誼雜誌に對し北京政府は亂黨に關係あり險惡なる思想を注入するの恐れありと各省都督長官に對つて發行嚴禁を命じたりとの報ありしが同雜誌は明二十日を以て發行すべしと稱せらる

●米國砲艦二隻到着 長江警備の任務に就くべき米國淺水用砲艦二隻(各二百噸吃水二十五吋)は取外したるが十三日モンゴリア號に於て當地に到着し上海ドック工場に於て組立に着手したるが竣工の後モ、カシイ及びパロスに到着するべく乗組員は二ヶ月内に到着の筈なり

●本社の同文書院學生招待 本社同文書院は去る十一月紀子路辰虹園に於て昨夏支那内地を旅行し餘暇通信は「再渡瀟湘」として二二號以て本誌に通信せられたる(其の略を以て本誌に通信せられたる)の事者諸氏の知らるる所、東亞同文書院學生諸氏を招待して慰勞の徵意を表したり、當日會せし者は増田海軍中佐、齋藤陸軍少佐、津田海軍大尉の諸氏を始めとし學生諸氏には蘇湖

沙市班より一宮、村元、高山、田原、植田の諸氏安慶、宜昌班より野村氏、田の二氏汕頭、長沙班より高村氏、津浦京漢班より井村氏、京漢、津浦班より塚本氏、甘肅、四川班より石立氏等に主客二十名なり、酒三行にして主幹佐原氏起て一場の挨拶を爲し残り來賓希望を演説し至客客給盛會を極め五時に至り散會したり、猶當日北京班の日高氏、甘肅本班班の吉村氏、河南四川班の保木四氏無錫沙市班の河西園氏等の故の爲め來會する事能はざりしは遺憾なり

●滙友會支部の新年宴會 東亞同文書院關係者より成る當地の滙友會支部は去る十一月十六日午後六時より新年宴會を兼ね榎根理事長の歡迎會を催ふしたり、當日會する者七十餘名にて頗る盛會なり

●川水練兵大倉支店次第 久々北京に出張中なり同氏は去る十五日北平より回滬し同氏は去る十七日入港の八輪丸にて來滬し同氏は去る十五日北平より回滬し同氏は去る十七日入港の八輪丸にて來滬し

●郵船滙山在庫品 (日清の部を含む) (一月十三日調査統計)(△印減) 品名 數量 前號比較 水綿線 三、八七二 一、〇〇三 綿絲大俵 二七、三四四 八、九三九 綿絲小俵 八、三九九 △、一三七 金巾(雙包) △、二七六 金巾(單包)四、〇七六 九七六 燻寸 二、三〇五 △、二六六 燻寸軸木 燻寸箱 △、五〇 白糖 三、五三三 △元、六〇三 昆布 七、〇五三 九〇六 切昆布 一、九〇八 △、三、四四一 鹽魚 六、三八一 △、三、二〇五 麥粉 一、五、四八八 △、五、四八八 雜貨(箱) 一、一六五八 △、四、四七三 雜貨(包) 九、〇六六 △、四、二七一 九江紙 二、九〇九 △、二、四四一 洋紙 一、五、三三四 △、二、四〇六 紙 一、九、二二二 △、二、五七七 舊鐵 三、八六八 △、二、〇〇〇 鉛 三、五一〇 △、二、〇〇〇 銅 二、八三三 △、二、〇〇〇 銅板 一、七六三九 △、二、〇〇〇 木板 一、〇〇〇 △、二、八六六一 麻 五、八九八 △、二、七七八 棉花 六、三、七五七 △、二、四七二 大豆 二、三、二〇九 △、一、四一六 酒 二、四、七三三 △、一、一六六 麵粉 二、五〇三 △、一、一六六 麵粉 二、五〇三 △、一、一六六 麵粉 二、五〇三 △、一、一六六 麵粉 二、五〇三 △、一、一六六

●上海港出入統計 本月九日より同十五日内外汽船の總計は二百〇九隻、三十三萬七千四百五十一噸にして内入港船舶は百隻、十二萬八千六百五十一噸、出港船舶は百〇九隻、二十萬八千八百噸にして其詳細は左の如し

●私入消息 根津一氏東亞同文書院長。去る十三日出帆の近江丸にて歸滬。同文書院の主要事務を視、四月朔來滬す。

●宗方小太郎氏 去る十七日入港の八輪丸にて歸滬せり。

●石原光三郎氏(陸軍一等主計) 漢口駐屯軍團に赴任の途に去る十三日入港の八輪丸にて來滬。

●韓國鈔兵 江蘇民政長。去る十三日朝南京より來滬交遊後漢口に在り後歸滬。

●安部政次郎氏(安部洋行支店長) 兼行に歸中なり同氏は去る十七日入港の八輪丸にて來滬し同氏は去る十五日北平より回滬し

●上海海軍司令部官たるアン

●郵船滙山在庫品 (日清の部を含む) (一月十三日調査統計)(△印減) 品名 數量 前號比較 水綿線 三、八七二 一、〇〇三 綿絲大俵 二七、三四四 八、九三九 綿絲小俵 八、三九九 △、一三七 金巾(雙包) △、二七六 金巾(單包)四、〇七六 九七六 燻寸 二、三〇五 △、二六六 燻寸軸木 燻寸箱 △、五〇 白糖 三、五三三 △元、六〇三 昆布 七、〇五三 九〇六 切昆布 一、九〇八 △、三、四四一 鹽魚 六、三八一 △、三、二〇五 麥粉 一、五、四八八 △、五、四八八 雜貨(箱) 一、一六五八 △、四、四七三 雜貨(包) 九、〇六六 △、四、二七一 九江紙 二、九〇九 △、二、四四一 洋紙 一、五、三三四 △、二、四〇六 紙 一、九、二二二 △、二、五七七 舊鐵 三、八六八 △、二、〇〇〇 鉛 三、五一〇 △、二、〇〇〇 銅 二、八三三 △、二、〇〇〇 銅板 一、七六三九 △、二、〇〇〇 木板 一、〇〇〇 △、二、八六六一 麻 五、八九八 △、二、七七八 棉花 六、三、七五七 △、二、四七二 大豆 二、三、二〇九 △、一、四一六 酒 二、四、七三三 △、一、一六六 麵粉 二、五〇三 △、一、一六六 麵粉 二、五〇三 △、一、一六六 麵粉 二、五〇三 △、一、一六六

●出港 英國 三三六 五八、九八八 麻袋 日本 三二二 六三、七五七 棉花 支那 二四九 二、三、二〇九 大豆 獨逸 九 二、四、七三三 酒 露國 二 二、五〇三 麵粉 獨逸 二 二、五〇三 麵粉 露國 二 二、五〇三 麵粉 英國 二 二、五〇三 麵粉 露國 二 二、五〇三 麵粉 獨逸 二 二、五〇三 麵粉 露國 二 二、五〇三 麵粉

●入港 英國 三三二 六五、三〇二 雜貨(箱) 日本 二二七 五、八〇八 雜貨(包) 支那 二七 二、七、八四七 九江紙 獨逸 六 一、五、三三四 洋紙 露國 一 一、九、二二二 紙 英國 一 三、八六八 舊鐵 德國 一 三、五一〇 鉛 和蘭 一 二、八三三 銅 丁抹 一 一、七六三九 銅板 合計 一〇〇 二、二八、六六一 木板 一 一、〇〇〇 麻 一 五、八九八 棉花 一 六、三、七五七 大豆 一 二、三、二〇九 酒 一 二、四、七三三 麵粉 一 二、五〇三 麵粉 一 二、五〇三 麵粉 一 二、五〇三 麵粉 一 二、五〇三 麵粉

●廉價販賣

●品質精撰

●醫療用藥器

●醫療用藥器

●工業用藥品

●諸大家賣藥各種

●醫療用藥器

●醫療用藥器

●工業用藥品

●諸大家賣藥各種

●廉價販賣

●品質精撰

●醫療用藥器

●醫療用藥器

●工業用藥品

●諸大家賣藥各種

機器棉 二九二
 麥酒 六六三
 油(箱) 七〇〇
 油(籠) 七〇〇
 豆箱 二八九
 豆箱(袋入) 一八九
 米 七〇〇
 片板 三〇一〇
 ガンニー袋 三〇〇
 セメント 三〇〇
 木炭 四、三四一
 玻璃瓶 一〇〇
 玻璃器 一〇〇
 九太 一
 紅木 一四一
 石炭袋 一四一
 棉實 一四一
 強水 三九

△四三〇 人髮 二五担 剛毛 三担 銀貨 三〇〇兩 紋銀 六〇〇〇兩
 一〇二 棉紐 三担 鹿皮 八五担 鐵竿 一〇〇担 金貨 七〇兩 日本銀貨七〇〇兩
 △六七 鹿皮 三〇枚 蠶繭(白) 五担 乾百合花 二担 鐵竿 一〇〇担 銀貨 七三兩 日本銀貨七〇〇兩
 書籍 五担 胡麻實箱 一担 葉黃 一担 鐵竿 一〇〇担 銅貨 二斤 日本銀貨七〇〇兩
 晒金巾 二担 扇絲 一五担 鐵竿 一〇〇担 銀貨 七三兩 日本銀貨七〇〇兩
 落花生實箱 三担 木油 一五担 鐵竿 一〇〇担 銅貨 二斤 日本銀貨七〇〇兩
 牛骨 五〇〇担 洋木片 二七五担 鐵竿 一〇〇担 銀貨 七三兩 日本銀貨七〇〇兩
 (以上十二月二十二日)

▲輸出の部
 (一) 日本本土への輸出
 蠶繭 八担 麩子 二担 白綿紗 四〇〇担 針 二担 紙 二担 紙袋 一〇〇枚
 絹織物 二五斤 剪刀 八〇〇對 次担 魚翅(白) 一五担 醬油 六四六担
 日本本土、朝鮮、台灣、大連、開貿易の形勢は左の如し但し實際の輸出入時日は括弧内の日附を以て表示す
 (二) 朝鮮への輸出
 蠶繭 八担 麩子 二担 白綿紗 四〇〇担 針 二担 紙 二担 紙袋 一〇〇枚
 絹織物 二五斤 剪刀 八〇〇對 次担 魚翅(白) 一五担 醬油 六四六担
 晒金巾 二担 白綿紗 四〇〇担 針 二担 紙 二担 紙袋 一〇〇枚
 綿糸(無地) 五二担 綾木綿(染) 三二反 緋綿紗 三二反 日本酒 三三担 魚翅(白) 一五担 醬油 六四六担
 綿糸(有地) 五二担 綾木綿(染) 三二反 緋綿紗 三二反 日本酒 三三担 魚翅(白) 一五担 醬油 六四六担
 紙(無地) 五二担 紙(有地) 五二担 切昆布 一五担 精製昆布 三担 野蠶絲 五担 屑綿絲 五担
 紙(有地) 五二担 切昆布 一五担 精製昆布 三担 野蠶絲 五担 屑綿絲 五担
 紙(有地) 五二担 切昆布 一五担 精製昆布 三担 野蠶絲 五担 屑綿絲 五担
 (三) 台灣への輸出(なし)
 (四) 大連への輸出(なし)
 (以上十二月二十四日)

▲輸入の部
 (一) 日本本土よりの輸入
 晒金巾 二担 扇絲 一五担 鐵竿 一〇〇担 銀貨 七三兩 日本銀貨七〇〇兩
 落花生實箱 三担 木油 一五担 鐵竿 一〇〇担 銅貨 二斤 日本銀貨七〇〇兩
 牛骨 五〇〇担 洋木片 二七五担 鐵竿 一〇〇担 銀貨 七三兩 日本銀貨七〇〇兩
 (以上十二月二十二日)
 (二) 朝鮮よりの輸入(なし)
 (三) 台灣よりの輸入(なし)
 (四) 大連よりの輸入(なし)
 (以上十二月二十二日)

▲輸出の部
 (一) 日本本土への輸出
 蠶繭 八担 麩子 二担 白綿紗 四〇〇担 針 二担 紙 二担 紙袋 一〇〇枚
 絹織物 二五斤 剪刀 八〇〇對 次担 魚翅(白) 一五担 醬油 六四六担
 日本本土、朝鮮、台灣、大連、開貿易の形勢は左の如し但し實際の輸出入時日は括弧内の日附を以て表示す
 (二) 朝鮮への輸出
 蠶繭 八担 麩子 二担 白綿紗 四〇〇担 針 二担 紙 二担 紙袋 一〇〇枚
 絹織物 二五斤 剪刀 八〇〇對 次担 魚翅(白) 一五担 醬油 六四六担
 晒金巾 二担 白綿紗 四〇〇担 針 二担 紙 二担 紙袋 一〇〇枚
 綿糸(無地) 五二担 綾木綿(染) 三二反 緋綿紗 三二反 日本酒 三三担 魚翅(白) 一五担 醬油 六四六担
 綿糸(有地) 五二担 綾木綿(染) 三二反 緋綿紗 三二反 日本酒 三三担 魚翅(白) 一五担 醬油 六四六担
 紙(無地) 五二担 紙(有地) 五二担 切昆布 一五担 精製昆布 三担 野蠶絲 五担 屑綿絲 五担
 紙(有地) 五二担 切昆布 一五担 精製昆布 三担 野蠶絲 五担 屑綿絲 五担
 紙(有地) 五二担 切昆布 一五担 精製昆布 三担 野蠶絲 五担 屑綿絲 五担
 (三) 台灣への輸出(なし)
 (四) 大連への輸出(なし)
 (以上十二月二十四日)

電力電燈、電車、電信、電
 話用機械及器具
 鐵道蒸汽、鑛山、紡績用
 機械及器具
 各國電氣會社製電氣機
 械及器具
 輸入輸出及
 製造販賣

廉價提供

東京本店
 東京市京橋區元數寄屋町四丁目番地
 電話 總機 二六、二七、二八、二九、三〇
 振替貯金口座番號 九九四

大阪支店
 大阪市北區永樂町二一九
 電話 重機 三八四、三八四、三八四

九州支店
 福岡市東中州三三六
 電話 一四六三

東亞公司書藥局
 上海河南路(工部局北隣)
 (電話 一七三四)

支那代田組

賣販出版書籍各の向那支
 賣販次取籍書那支及び本日
 器樂琴風及び具動運具房文
 類品用店商及び社會校學各

賣販製造製賣種各他其水月日藥目
 賣販手一等給田淺活胃湯將中丹仁
 藥賣各本日及び品業用業工用療醫
 品粧化他の其粉磨齒油香水香繪石

▲金融市場 上海の金融は復舊季節前なるも尙ほ引締る程度に至らず即ち左の如し

▲墨銀相場 依然として七兩〇五乃至七十三兩二五を上下し居り即ち左の如し

▲各種商況 最早支那正月前まで一般に結果を付け居り綿布類のオアシシヨンの如きも

▲支那銀行 前週より先物の相場は一兩高なり 週中取引高五十五百餘にして即ち左の如し

▲外國棉 其の後漸次上騰しリウアップリ市況に於て現物は七片〇三乃至四月物五月

▲支那棉 内地よりの供給殆んど停止せしむる支那正月前迄の状態繼續する事なるべし

▲日本綿絲 週中一兩一六乃至一兩一五の取引あり即ち十手物九百六兩乃至一兩一五乃至二十

▲印度綿絲 週中二兩五五乃至二兩一五にして十手物は四百九十二兩乃至九十三兩

▲石炭 舊正月を目途に控へて金銀運出並に運賃の運賃下落の結果果実日本爲金と

▲小豆 昨今出廻り更らに無く品需の爲め相場騰貴の一方なれども日本市場は未だ其割

▲洋傘 約定は既にそれ〴〵纏り只荷物の交際しに慮心しある情態なり前年と比較して

▲北海道路松角 大倉洋行の萬葉丸は船載既に入港せり又一週間内に復舊の熱田松

▲洋糖 兩三日順順約定荷糖壹萬五石入着、正月早々には三井、三井、三井、三井

▲種稻 日本市場行情時季に向ひつゝ、ある故に弗々商内出廻り相場

▲時計 舊大筒季を前に控へ居る相場の騰貴に依り多少影響を受け居るものと毎年運送

▲洋傘 約定は既にそれ〴〵纏り只荷物の交際しに慮心しある情態なり前年と比較して

支那本部 大正の五箇條御誓文 袁治下の支那(英文) 幣制借款と幣制改革

永井分行 製造元帝國礦泉株式會社 輸入元 電話 一五八四

